

広島県運転免許センター四輪試験コースにおける 自動車運転練習に関する約款

公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター（以下「安全協会」という。）と運転練習を行おうとする者（以下「運転練習者」という。）及び運転練習者が運転練習する車両（以下「運転練習車両」という。）に同乗して指導する者は、広島県運転免許センター四輪試験コース及び広島県東部運転免許センター四輪コース（以下「四輪試験コース」という。）等における自動車運転練習に関し、次の約款により行うものとする。

（実施日時及び場所）

第1 運転練習の日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 実施日時

毎月、

第2土曜日 広島県運転免許センター

第4土曜日 広島県東部運転免許センター

とし、午後1時30分～午後4時30分までの間とする。

ただし、希望者多数の場合は、月2回開催する。なお、練習当日の気象条件等やむを得ない理由で時間短縮又は中止することがある。

(2) 実施場所

○ 広島県運転免許センター「四輪コース」

○ 広島県東部運転免許センター「四輪コース」

（運転練習時間）

第2 運転練習時間は、次のとおりとする。

1日の運転練習回数は3回、1回の運転練習時間を1時間（60分）以内とする。

その運転練習時間は、午後1時30分から午後4時30分までの間とし、その時間割は、

第1回目 午後1時30分から午後2時30分まで

第2回目 午後2時30分から午後3時30分まで

第3回目 午後3時30分から午後4時30分まで

とする。

（運転練習料金等）

第3 運転練習料金は、運転練習者1人1回（1時間以内）当たり4,000円（広島県内の交通安全協会会員の方は3,000円）（消費税含む）とし、運転練習当日の受付時に納入するものとする。なお、運転練習者が納入した運転練習料金は、当日運転練習を中止した場合であっても返還しないものとする。

（運転練習車両等）

第4 運転練習車両は、次のとおりとする。

(1) 運転練習車両は、運転練習者の持ち込み車両とする。

(2) 運転練習車両は、道路交通法上の普通自動車及び準中型自動車のうち準中型免許試験使用車両と同等の規格（長さ4.7m、幅1.7m、高さ2m程度）のもので、保安基準に適合した車両であること。

(3) 運転練習車両は、自動車損害賠償責任保険及び運転練習者が適用される任意自動車保険など事故等の損害を補償できる損害保険等（任意自動車保険は、対人5,000万円以上・対物300万円以上）に加入していること。

（運転練習の条件）

第5 運転練習の条件は、次のとおりとする。

(1) 運転練習の資格要件

18歳以上で、新たに運転免許を取得しようとする者、又は当該運転練習車両にかかる運転免許を取得している者。

(2) 指導者の同乗指導

新たに運転免許を取得しようとする者は、当該運転練習車両を運転することができる運転免許を有し、3年以上の運転経験のある者（以下「指導者」という。）を同乗させ、その指導の下で行うこと。なお、既に運転免許を取得している者はこの限りにあらず。

(3) 傷害保険の加入

運転練習者のうち、新たに運転免許を取得しようとする者は、原則として当日受付時に1日保険の加入手続きをすること。（保険料200円）

（運転練習の実施方法）

第6 運転練習者の練習方法は、次のとおりとする。

(1) 運転練習の予約申込

運転練習者は、安全協会事務局又は同福山事務所に電話又は直接赴き口頭で申し込むものとする。

(2) 書類の提出

運転練習者は、「運転練習申込書・誓約書」に必要事項を記載し、広島県交通安全協会又は広島県交通安全協会福山事務所に郵送又は持参（以下「郵送等」という。）するものとする。

(3) 運転練習条件等の点検

安全協会は、運転練習者から郵送等された「運転練習申込書・誓約書」が正確に記入され、運転練習者の資格要件等に該当するかなどを点検し、記載内容が要件等に適合していれば運転練習の実施日時を指定する。ただし、次の場合には、運転練習の実施日時を指定しないものとする。

- ア 運転練習者の資格条件等を満たしていない場合
- イ 「運転練習申込書・誓約書」に必要な書類の記載内容に不備がある場合
- ウ 運転練習当日、運転練習者が少数のため、運転練習を中止した場合

(運転練習実施日の受付等)

第7 運転練習実施日の受付は、次のとおりとする。

- (1) 運転練習当日の受付は、運転練習の指定した時間の30分前から行う。
- (2) 運転練習者は、運転練習の実施当日受付において、本人が先に提出した「運転練習申込書・誓約書」の記載内容と符合するかどうか確認を受けた後、運転練習料金を納入し、「運転練習許可証」と運転練習車に表示する「運転練習許可車証」及び「運転練習コース図」を受領すること。ただし、安全協会は、許可条件及び運転練習者の資格要件等が満たない者、その他上記書類の記載内容と適合しない場合は、運転練習の許可をしないものとする。
- (3) 運転練習者、指導者は、認印を持参すること。
- (4) 会員割引を受けようとする運転練習者は、必ず会員証を持参すること。(割引の対象は、運転練習者に限

(運転練習時の遵守事項)

第8 運転練習者及び指導者は運転練習に際し、次の事項を遵守すること。

- (1) 係員及び警察職員の指示に従うこと。
- (2) 運転練習車両の車体両側に「運転練習許可車証」を表示すること。
- (3) 新たに免許を取得しようとする運転練習者にあつては、運転練習コースへ出入りする時は指導者が運転し、定められた場所で運転練習者と交替すること。
- (4) 運転練習に際しては、事前に必ずブレーキ、ハンドル等の点検を行うこと。
- (5) 運転練習車両には、原則練習者と指導者の2名の乗車とするが、やむを得ずこれ以外の者を同乗させる場合は練習者の自己責任とし、損害等が発生した場合は、当事者で解決するものとする
- (6) 運転練習中は、指導者の適切な指導の下に練習し、次の事項を遵守し事故防止に努めること。
 - ア シートベルトを必ず着装すること。
 - イ 定められた進路どおりに走行すること。
 - ウ 追い越しをしないこと。
 - エ 車間距離を十分とること。
 - オ 通行区分を守ること。
 - カ 暴走行をしないこと。
 - キ 交差点では、安全確認を確実に励行すること。
 - ク コース内では、みだりに降車するなど、他の運転練習の妨害となる行為をしないこと。
- (7) 事故等を起こした時は、直ちに運転練習を中止し、最寄りの係員又は警察職員に通報すること。
- (8) 運転練習を終了した時は、「運転練習許可証」、「運転練習許可車証」及び「運転練習コース図」を返納すること。

(運転練習の中止)

第9 安全協会は、次の事由により運転練習を中止することができる。

- (1) 運転練習者が、申込締切日に延べ20人に満たない場合
 - (2) 四輪試験コースが公用若しくは公共の用に供するため、使用ができない場合
 - (3) 暴風雨、豪雨、降雪その他天候の関係で運転練習を行うことが困難な場合
 - (4) 運転練習者が使用上の注意事項など許可条件等に違反する行為があると認められた場合
 - (5) 事故の発生等の事情により、運転練習の継続が困難となった場合
- 2 前項の事由で中止したことにより損害が生じても、安全協会は一切補償しないものとする。

(事故防止上の措置及び発生時の措置等)

第10 運転練習者及び指導者は、運転練習開始前に運転練習時の遵守事項等を確認したうえ、細心の注意を払うなど運転練習時における事故防止に努めること。

2 事故等が発生した場合は、直ちに係員又は警察職員に通報するとともに負傷者の救護等必要な措置を講ずること。

第11 事故等の解決方法については、次のとおりとする。

- (1) 試験場コース又は付帯設備等を故意又は過失により損傷したときは、当事者(運転練習者及び指導者等)が修復に要する費用の全額を負担するものとする。
なお、その場合当事者において早急に修復元するなどの措置をとり運転免許試験の実施に支障のないようにすること。
- (2) 運転練習者相互の事故等の損害については、当事者(運転練習者及び指導者)の責任において解決処理するものとする。